

教職員の服務事故について

このことについて、下記のとおり発令（1件）したのでお知らせします。

記

I

1 教職員に関する事項

- (1) 校 種 小学校（区部）
- (2) 職 名 教 諭
- (3) 年 齢 30歳
- (4) 性 別 男

2 処分の程度

懲戒免職

3 発令年月日

令和4年2月21日

4 処分理由

令和2年10月中旬頃から同年12月上旬頃までの間の日の午後3時30分頃、勤務校において、当時同校児童が13歳未満の者であることを知りながら、同児童にわいせつな行為をしようと考え、同児童に対して、両手で同児童の胸を触るなどの行為を行った。

※ 本件については、氏名等を公表することにより上記児童が特定される可能性があることから、児童の人権に配慮し、被処分者の氏名及び学校名を公表しないこととした。

【問合せ先】

東京都教育庁人事部職員課
電話 03-5320-6798（直通）